

表13-1 環境衛生監視員の人材育成に関連する概要と課題に関する事例調査(各リーダー職員の課題認識:その1)

	仮説1:環境衛生監視員の専門性、専門職としてのモチベーションの低下、リーダーシップ育成の困難化	仮説2:環境衛生業務の多様性と職種の単一化による困難	仮説3:OJTの困難化
神奈川県保健所	従来より一元的人事であったが、かつてはビル管チームをブロックごとに置き特定建築物の空気環境測定を実施していたが、業務量の増加等の諸般の事情により、業務の優先性の観点から現在は休止している。 食品衛生法に基づきチームで業務を行う食監と異なり、環監では一人がいくつかの法令を担当し、その法令に係る業務では上司・部下という縦のラインが主体となり、新しい発想や専門性を深めにくい。 本県では、主に薬剤師・獣医師が衛生部門に配属され、環境・食品間の異動もふつうに行われるので、両者のモチベーションに差はみられない。 リーダーシップ育成については、本県保健福祉局の人材育成指針にもあるが、採用10～15年あたりで監視員自らが適性をみて、いずれかの専門性を選択するということが有効ではないか。	①単一職種の限界:薬剤師の単一職種では問題解決に限界があるからと言って、医師や獣医師等ではその発想に大差はない。食品工場における食中毒事件で、工場配管バルブ(逆流防止弁)の洗浄が問題になったが(最終的には原材料の汚染が原因)、その際に衛生監視員には構造設備の判断は困難との指摘が有識者からなされたが、これは衛生系監視員全体の限界といえる。 ②キーパーソン育成の必要性:キーパーソンは環監に限らず不可欠だが、専門性の高いオーソリティを育成することは、財政が厳しい自治体にとってコストと人事管理上難しくなっている。それを克服して環境衛生分野の課題に取り組むには、衛生系職員に工学的知識を修得させるのではなく、工学系専門職(部局)とのチームアプローチも一つの方法。	OJTによる伝承技術はプロフェッショナルスキルPSとヒューマンスキルHSに分類される。 HSとは異なり、法令解釈・衛生学的知識・測定技術等のPSの指導者は最低10年程度の経験が必要。本県では環監と食監の人事交流が常態であり、環監でも担当職務も変わり、10年間同じ主務を担当することはない。指導者の育成が課題。 育成方針の明確化のために、OJTの獲得目標・ガイドラインは不可欠で、厚労省看護課作成の新人看護職員研修ガイドラインは参考になる。新人育成段階での役割分担等組織的体制づくりが必要である。
宮崎県保健所	基本的に環監専任としての採用・配置はなく、衛生係が所管する食品、生衛、動物、薬事業務を全て兼務する体制がとられている。業務量的には食品>薬事>動物>生衛となっている関係で、一般的には動物と生衛を主たる業務として1担当が兼務している。また、特ビル担当は水道業務を兼務しており、水道補助事業の業務割合が多く、特ビル監視もより専門的な空気環境測定等までは行えない状況にある。係長は、すべての業務のスペシャリストであることが理想であるが、現実には担当職員時にその業務の経験がないことも多く、係長に昇任してから初めて携わる職員もいる。一方、現在の保健所職員の職種構成が薬剤師と獣医師であることから、それぞれ病院や食肉検査所への異動がありつつも、次の異動では保健所で同様の業務に従事している現状があるので、環監としての専任体制ではないが業務経験は長い職員もいる。県全体でみると、どこかの保健所に業務知識の豊富な職員が存在している状況にもあり、今後、職場を越えた育成体制を構築することが有効と考えられる。	特ビルや公衆浴場等の複雑な循環配管構造を理解できる工学系職員の配置も有効と考えられるが、保健所の規模と職員数から左記のとおり全ての業務を兼務できる職員であることが優先される。これまで、公立病院や食肉検査所を所有している自治体においては、今後も保健所の職種構成は薬剤師と獣医師を採用し補充していくと思われる。現在獣医師の採用が極めて困難な状況にあるため、獣医師の欠員を薬剤師で補充している状況もある。この現象は今後も続き、将来保健所には狂犬病予防担当獣医師が1名で残りは薬剤師職と廃棄物等の環境担当の化学職の構成となると思われる。	職員のスキルアップの手法としては、同職場の上司または前任者によるOJTが主体となっている。しかしながら保健所によっては、異動等により教授する職員がおらず技術習得が困難な状況が発生している。その対策としては、主管課主導による年度当初の初任者研修の開催が有効である。特に生活衛生業務の中でも健康被害のリスクの高い公衆浴場等のレジオネラ対策研修は、施設における実務を交えての研修は重要である。
東京都保健所	職種統合は両者の担当事務の向上発展を妨げるが、少数職種の効率的配置という観点から、後戻りは困難。 現在の採用条件は食監の任用資格のほかに、衛生工学の課程卒も含まれているが、実際の採用者は前者の資格者のみであった。今後、後者の資格でも採用者が出るように工夫をし(募集要項の資格範囲の明示・拡大等で受験者を増やす)、環境衛生監視のリーダーとなる人材を確保する必要がある。 しかし、現状では実質的に、食監任用資格者を育成し環監にするものであるが、東京都も10年後には職種統合で採用された職員が過半を占めることになり、彼らにとってはすでに「統合」ではなく、衛生監視が環境と食品の事務を担うと考えている。また、人事担当もその認識で異動等による育成を図ることになる。モチベーションの低下は食監任用資格で採用された者が環監にさせられると考えることが原因であり、両者を担う真の衛生監視員であればその低下は起きえない。	左記のとおり、衛生監視として環監業務と食監業務の両方を担う認識に職員が立つことができれば、両業務の視野を持った人材が育成され、自ずと環境衛生業務としての専門性を高めることは可能である。 さらに、東京都独自の衛生工学の採用資格があることから、実際にこの専門をもった採用者が出ることを期待し、このことにより環監としての専門性をもった人材を確保し、衛生監視全体の資質向上につなげていくことができる。	環監の資質を備えた職員の育成はOJTによるところが大きいが、従来は育成マニュアルなどないまま、口移しで育ててきたのが現状である。 来年度からは人材育成計画により進められることになっているが(「人材育成計画」欄参照)、この計画に基づき、適切にOJT、専門研修を行うことにより、環監としての専門性を高められることが期待される。

表13-2 環境衛生監視員の人材育成に関連する概要と課題に関する事例調査(各リーダー職員の課題認識:その2)

	仮説1:環境衛生監視員の専門性、専門職としてのモチベーションの低下、リーダーシップ育成の困難化	仮説2:環境衛生業務の多様性と職種の単一化による困難	仮説3:OJTの困難化
中核市V保健所	業務体制としては環監専任として配置されており、環境衛生以外の業務に従事することはほとんどない。また、業務量を基に算出した5名の職員が生衛業務全般ではなくさらに細分化した事務分掌で従事していること、併せて相談できる係員が複数名おり短期間で業務知識を習得できる環境にはある。一方では、採用面からは、一般事務職として採用された理系大学卒業者が4年程度の在籍で異動しており、リーダーシップを育成できない環境ともなっている。また、化学・薬剤師などの技術職も4年を目途として異動しており、同様の環境となっている。 中核市は、原則一保健所独自に対処している現状から、県保健所にいるエキスパートに頼ることはできない。	中核市の特徴として、採用面で薬剤師や獣医師職に絞った係構成がとれない状況にあるが、今後県と同様な体制を構築するか、或いは現状どおり専門技術職と一般事務職との構成をとるかは、双方に一長一短があり方向性が出せない状況にある。さらに、環監専門職として採用することは複数の保健所を抱える県と異なり、一課一係内だけで長年業務することになり、閉塞感が生じる懸念もある。	係専任体制により、複数で監視指導に赴くことができ、OJTは担当1名体制の県よりは取りやすい環境にある。しかしながら限られた職員の中にエキスパートがいなかった場合には、逆に全体的なスキルアップは図れないことも発生している。この問題を解決するためには、県が主催する研修に参加させるなどの策も必要と思われる。また、一般事務職員に対し長期研修を受講させる機会は、数年後には他部署に異動となり、再度環監として戻ってくるか不確かな状況では派遣しにくい現状もある。
—57— 東京特別区X保健所	監視員の人事一元化の流れは問題も多いが、今後も継続されるだろう。衛生監視職のなかで、環監は知名度が低く業務のイメージがつかみにくいこともあって、環監業務モチベーションの低いところからスタートする職員も多いが、一定の経験により専門性を極めていくことでモチベーションを上げることは可能。しかし異動範囲が広くなり、当初に幅広い業務を経験させようという人事管理の意向があるため、環監の専門性・モチベーションを高めることなく短期で次の異動となる恐れがある。 経験則も含めて高い専門性が求められる技術職では、職員の適性を活かし専門性を高めるため、希望職員には基準を延長して在籍させるなど人事配置の柔軟性が求められる。衛生監視一般に広く精通した職員と、専門分野において深い知識・経験を有する職員が連携して職場形成することが望まれる。	環境衛生業務は幅広く、問題解決には多様な発想が求められるが、食監との異動を前提とする採用について、その採用範囲の拡大を求めることは困難と思われる。 一方、環監の一時的穴埋めとして事務職配置が行われているが、環監業務には理系技術が必要不可欠であり、安易な事務職の任用は行うべきでない。 特別区では採用5年以内の退職者が目立っている。職種の幅が狭くなり、業務の発展性が見えにくくなっていることも一因ではないだろうか。また採用が増加している薬剤師では、再就職先が見つけやすいことも理由の一つか。	職場内で行うOJTは重要であるが、事務が単任になった場合は一職場での実施は難しい。 一つの方法として、獲得目標の共有化が図られれば近接自治体で情報交流を行うことで研修効果を生み出す可能性がある。特別区では、環境衛生担当職員全体で特別委員会・専門部会等を組織し、監視員の技術的レベルアップを図っている。また各区のブロックごとの会合においても、保健所の情報交流を行い、刺激し合うとともに、学習会等で情報を集団で共有している。このようなつながりも監視員の技術レベルの向上には有効。
東京特別区Z保健所	環監と食監との異動が行われているという現状では、広い視野に立ち、環境衛生、食品衛生、薬事衛生などを総合的に理解し、どの職種でも通用する衛生監視員としてのリーダー養成が求められているのではないかと。ただ一方で、それぞれの担当で専門性が維持・継続できるのか危惧するところである。 日常業務から問題点を見出し、それを解決する能力に優れた人材を養成することが大切。一定期間、ジョブローテーションを終えた後、本人の希望を踏まえて、環監としての経験を深めテクニカルリーダーとして育成する方法も考えられる。また50歳代の専門性を備えた環監について、定年後に専門職アドバイザーとして活用する方法も検討に値するのではないかと。	以前のように、大学理工系学部出身相当としていた時には、係内に薬学・化学・農学・建築学・衛生学などの人材がいて、多様化複雑化した業務上の課題に対して、チームとしての対応能力があったのではないかと。また問題解決に際して、異なる視点から多様な意見交換がなされたように感じる。 その一方で、環監業務を始め多職種に従事できるという面では、薬剤師や獣医師の職種での採用が有効である。	ぎりぎりの人員配置のなかで効果的な人材育成をするためには、目標を持たせることが有効ではないか。たとえば、「環職研発表大会」などで日常業務の成果を報告・発表することは、発表に至る日常業務の実施や知識・技術の習得、仕事への意欲の向上など、OJTの完成形の一つと考えられる。 OJTは手法などの技術論ではなく、係員がいかにして仕事に意欲を持つことができるかに成否がかかっていると考え。

表14-1 レジオネラ対策事例で抽出されたコンピテンシーと事例における具体的内容(平時)

業務内容		コンピテンシー	事例における具体的な内容	事例	
法定業務	事前相談	実態把握	相談者の責任・権限や衛生管理意識レベルの把握能力	宮崎日向 事故事例 から一部 修正 ¹⁾	
		指導説明	関係法令、事故事例等の 解りやすい説明能力 適切な施設設備、管理 方法の助言指導能力		
	許可に 係る審査	実態把握	構造設備図面・仕様書のチェック能力 管理体制、管理計画のチェック能力		
		指導説明	適切な施設管理の助言指導能力		
	定期的な 監視指導	実態把握	日常の管理状態の把握能力		—
			適切な行政検査の実施能力		—
			結果の診断分析能力		—
		指導説明	適切な衛生管理を選択できる能力		—
			自主管理の意義を認識させる説得力		—
			効果的な説明能力		—
	ハイリスク 施設等の 監視指導	危機察知	L菌検出リスク・発生源を推測する能力	検出されたL菌による健康被害の影響について想定でき、L菌発生源を特定するための調査計画を立案できる	1-4,5,7
			実態把握	仮説に対応した調査計画立案能力	仮説に基づき施設に合わせた調査計画を立案できる
		調査計画に基づく検査実施能力		調査計画に基づき必要項目を的確に把握することができ、検査実施では適切な検体採取を行うことができる	1-4,5,6
		原因究明	調査結果の診断分析能力	調査や検査結果から原因の推定を行うことができる	1-4,5
			浴室構造に関する情報収集能力	施設構造の違いによるL菌発生リスクを把握でき、また必要な情報を入手することができる	1-4
		指導説明	適切な改善策を選択できる能力	施設構造上の欠陥や衛生管理上の問題点を発見し、問題解決のための適切で具体的な提案ができる	1-4,5
			改善措置の検証能力	実施された改善措置の効果を的確に評価できる	1-4,6
自主管理の意義を認識させる説得力			エビデンスに基づき状況に応じた説明・指導ができる	1-4,5,6	
改善効果を上げる事業方法の判断力			課題解決のための手段を関係団体との連携を含めて幅広い視野で検討でき、関係団体への働きかけができる	1-6	
施設管理者 等への啓発		普及啓発	講習会の効果的な実施運営能力	講習会対象者のニーズを把握することができ、参加が容易になるような方法を検討できる	1-6
	講習会でのわかりやすい説明能力		伝えるべき意図・内容を受講者に十分に理解させることができる	1-6,7	
	その他		法定化・ 施策化	施策立案	地域ニーズに基づく施策立案能力
施策の必要性に関する説明能力		エビデンスに基づき施策の必要性を説明でき、第三者にも理解を得るための適切な資料を作成できる			1-7
関連機関・部局との 連携体制の構築		同業組合とのコミュニケーション能力	同業組合のニーズを把握することができる。また行政の方針を的確に伝え、理解を得るための説明を適切に行うことができる	1-6	
法定外ハイ リスク施設 の調査		危機察知	L菌検出リスク・発生源を推測する能力	監視対象施設の知見を踏まえて法定外施設のL菌危害を想定し、当該施設における問題点を推定できる	1-1,2,3
			実態把握	ハイリスク施設を適切に抽出する能力	関連機関からの情報を踏まえ、ハイリスク施設を想定することができ、具体的に当該施設を抽出するための方法を検討することができる
		仮説に対応した調査計画立案能力		仮説を立証するための調査項目を選定でき、必要な情報を収集するための現実的な計画を立案できる	1-1,2,3
		調査計画に基づく検査実施能力		調査計画に基づき必要項目を的確に把握することができ、検査実施では適切な検体採取を行うことができる	1-1,2,3
		調査実施のための コミュニケーション能力		施設関係者に衛生管理の課題を十分に理解させることができ、また必要事項を的確に聞き取ることができる	1-1,3
		原因究明	調査結果の診断分析能力	調査や検査結果から原因の推定を行うことができる	1-1,2,3
		指導説明 普及啓発	適切な対策を選択できる能力	課題についての改善策を複数検討することができ、現実的で具体的な対策を提言できる	1-2,3
	自主管理の意義を認識させる説得力		予防対策についても、施設側が主体的に取り組むように指導助言することができる	1-1,3	
	講習会の効果的な実施運営能力		説明会の参加対象者を誰にするか適切に選定できる	1-2	
	講習会でのわかりやすい説明能力		伝えるべき意図・内容を受講者に十分に理解させることができる	1-2	
得られた知 見の公表	普及啓発	第三者への情報発信能力	得られた知見を要領よく整理し、第三者に理解しやすい情報として発信できる	すべて	

注1) 宮崎日向事例の分析結果(厚生労働科学研究費補助金「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究(研究代表者曾根智史)」平成20年度総括・分担研究報告書, P91-111)より一部修正

表14-2 レジオネラ対策事例で抽出されたコンピテンシーと事例における具体的内容(非常時)

業務内容			コンピテンシー	事例における具体的内容	事例	
感染防止措置	定期的な監視指導	実態把握	適切な行政検査の実施能力 結果の診断分析能力	浴槽水からL菌を適切に検出することができる 検査結果から施設・衛生状態を推定することができる	2-1,2 2-1,2	
		危機察知	L菌検出リスク・発生源を推測する能力	検出結果から危害の想定や原因の推定(仮説)ができる	2-1,2	
		指導説明	自主管理の意義を認識させる説得力	検査の必要性について適切に説明し、営業者に自主検査を実施させることができる	2-2	
		実態把握	仮説に対応した調査計画立案能力 調査計画に基づく検査実施(連携)能力	推定原因を検証し改善につなげる調査計画を立案できる 調査計画に基づき的確に検査を実施、または検査機関等に適切に検査を実施させることができる	2-1,2,3 2-1,2,3	
	L菌検出施設への監視指導	原因究明	調査結果の診断分析能力	調査や検査結果から原因の推定を行うことができる	2-1,2,3	
		指導説明	適切な改善策を選択できる能力	複数の改善策から状況に合わせた最善策を選択できる	2-1,2,3	
			自主管理の意義を認識させる説得力	自主衛生管理の必要性を適切に説明し、営業者に自主管理を実施させることができる	2-1	
			効果的な説明能力	改善すべき事項を的確に説明し実施させることができる	2-1,2,3	
	営業自粛の要請	危機察知	行政措置に係る適切な判断力	調査結果を総合的に検討し、行政的に適切な判断を下すことができる	2-1,2	
		指導説明	行政措置の必要性を説明説得する能力	行政指導の意図を的確に説明し、営業自粛の実施を納得させることができる	2-1,2	
	被害拡大防止措置	届出・探知	実態把握	状況把握のためのコミュニケーション能力 迅速な情報収集のための連携能力	調査において必要事項を的確に聞き取ることができる 医療機関等から迅速に必要情報を収集することができる	2-3 2-3,4,5
			危機察知	行政措置に係る適切な判断力	初動段階から最悪の状況を想定し適切な対応ができる	2-3,4
		調査体制の迅速な構築	実態把握	迅速な調査実施のための連携能力	事件の広がりを見極め、患者調査、関連施設調査等を行うため、必要な機関との迅速な連絡調整ができる	2-4
			実態把握	適切な調査計画の立案能力	現場での確認事項・採材場所をもれなく調査計画に盛り込み、効率的な立ち入り調査の計画立案ができる	2-3,4,5
				調査計画に基づく検査実施(連携)能力	調査計画に定められた項目を的確に確認し、検査に最適な条件で採材を行うことができる	2-3,4,5
				状況把握のためのコミュニケーション能力	関係者から必要情報を迅速的確に聞き取ることができる	2-5
原因究明		調査結果の診断分析能力	調査や検査結果から原因の推定を行うことができる	2-3,4,5		
		状況把握のためのコミュニケーション能力	調査において必要事項を的確に聞き取ることができる	2-4		
疫学調査		実態把握	調査実施のための連携調整能力	調査を実施するため、必要な医療機関や他自治体と迅速に連携して調査体制を組むことができる	2-3,4,5	
		原因究明	調査結果の診断分析能力	調査結果から感染源や感染経路を推定できる	2-3,4,5	
被害拡大防止のための緊急調査		実態把握	ハイスル施設を適切に抽出する能力	調査結果からL菌に汚染されやすい施設を推定できる	2-3	
			仮説に対応した調査計画立案能力	仮説を検証し改善につなげる調査計画を立案できる	2-3	
			調査計画に基づく検査実施(連携)能力	調査計画に基づき的確に検査を実施、または検査機関等に適切に検査を実施させることができる	2-3	
		原因究明	調査結果の診断分析能力	調査結果から問題点を診断することができる	2-3	
			指導説明	適切な改善策を選択できる能力	複数の改善策から状況に合わせた最善策を選択できる	2-3
		効果的な説明能力		対象に合わせて資料を用いる等効果的な説明ができる	2-3	
		講習会でのわかりやすい説明能力		伝えるべき意図・内容を受講者に十分に理解させることができる	2-3	
行政指導の検討		危機察知	感染源を推定する能力	調査や検査結果から感染源の推定を行うことができる	2-4,5	
			被害拡大の予測能力	調査や検査結果から、危害の発生について科学的に想定することができる	2-4,5	
			最悪事態を想定した対応方針立案能力	被害の拡大・再発防止に向け、科学的根拠に基づく方針を策定し、実施に向けた調整を行うことができる	宮崎事例から ¹⁾	
営業停止等の要請・説得・指導		危機察知	行政措置に係る適切な判断力	行政処分の妥当性を科学的根拠、法令的根拠、社会的影響など幅広い観点から検討することができる	2-4,5	
			シロであった場合の対応能力	結果的にシロであった営業者に、調査や検査結果から考察された内容を説明し理解を求めることができる	宮崎事例から ¹⁾	
		指導説明	行政措置の必要性を説明説得する能力	行政処分に至った経緯・合理性について、十分なデータをもとに的確に説明し、納得させることができる	2-4,5	
改善指導		指導説明	適切な対策を選択できる能力	複数の改善策から状況に合わせた最善策を選択できる	2-4,5	
	自主管理の意義を認識させる説得力		対応策、改善策について理解させ、再発防止のための十分な対応を取らせることができる	2-4,5		
	改善措置の検証能力		改善措置が適切に実施されたかを的確に把握できる	2-4		
マスコミへの対応		適切な情報をわかりやすく説明する能力	過不足なく必要情報をマスコミに提供することができ、そのための資料を作成することができる。	宮崎事例から ¹⁾		
患者への対応		適切な情報をわかりやすく説明する能力	患者や医療機関に状況を説明し理解を得ることができる	2-4		
関係自治体等への対応		調査実施自治体への結果説明能力	関係自治体等に調査結果を適切に説明することができ、そのための資料を作成することができる	2-4		

注1) 宮崎日向事例の分析結果(厚生労働科学研究費補助金「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究(研究代表者曾根智史)」平成20年度総括・分担研究報告書, P91-111)より一部修正

表15 レジオネラ対策事例における環境衛生監視員に求められる能力(平時と非常時)

業務	コンピテンシー	関連知識や技術	分類
平時	実態把握	相談者の責任・権限や衛生管理意識レベルの把握能力	法令知識、解釈の知識・経験、資格要件審査の知識 ③④
		構造設備図面・仕様書のチェック能力	構造設備図面の解読技術、衛生管理・事故事例の知識 ③⑥
		管理体制、管理計画のチェック能力	衛生管理・事故事例の知識 ③⑥
		適切な行政検査の実施能力	構造設備図面の解読技術、衛生管理・事故事例の知識 ②
		結果の診断分析能力	施設構造・衛生管理・L菌・事故事例の知識 ②③
		仮説に対応した調査計画立案能力	浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識、調査計画技術 ①③⑥
		調査計画に基づく検査実施能力	試験検査技術(採材)、施設構造・衛生管理・L菌の知識 ②
		ハイリスク施設を適切に抽出する能力	衛生管理・L菌・事故事例の知識、調査計画技術 ③⑥
		調査実施のためのコミュニケーション能力	インタビュー技術、プレゼンテーション技術 ④
	危機察知	L菌検出リスク・発生源を推測する能力	浴室構造・工法、L菌、衛生管理、事故事例の知識 ③⑥
	原因究明	調査結果の診断分析能力	施設構造・衛生管理・L菌・事故事例の知識 ②③
		浴室構造に関する情報収集能力	浴室構造、L菌、衛生管理、事故の知識、情報検索技術 ③
	指導説明	関係法令、事故事例等の解りやすい説明能力	関係法令・事故事例の知識、コミュニケーション技術 ④
		適切な改善策を選択でき、施設設備、管理方法を助言する説明能力	施設構造の知識、構造設備図面解読技術、衛生管理・L菌・事故事例の知識、プレゼンテーション技術 ③④⑥
		自主管理の意義を認識させる説得力	法令解釈・浴室構造・衛生管理・L菌の知識、プレゼンテーション・コミュニケーション技術 ④
		改善措置の検証能力	試験検査技術(採材)、施設構造・衛生管理・L菌の知識 ②③
		改善効果を上げる事業方法の判断力	ネゴシエーション技術、プレゼンテーション技術 ①④
	普及啓発	講習会の効果的な実施運営能力	衛生管理の知識、マーケティング技術、プランニング技術 ①④
		講習会でのわかりやすい説明能力	コミュニケーション技術、プレゼンテーション技術 ④
		第三者への情報発信能力	データ等の取りまとめ技術、プレゼンテーション技術 ④
	施策立案	地域ニーズに基づく施策立案能力	法令・解釈、施設構造、L菌、衛生管理の知識 ①⑥
		施策の必要性に関する説明能力	法令の知識、コミュニケーション・プレゼンテーション技術 ④
	連携体制	同業組合とのコミュニケーション能力	ネゴシエーション技術、プレゼンテーション技術 ①④
非常時	実態把握	仮説に対応した調査計画立案能力	浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識、調査計画技術 ①⑥
		調査計画に基づく検査実施(連携)能力	試験検査技術(採材)、施設構造・衛生管理・L菌の知識 ②⑤
		結果の診断分析能力	施設構造・衛生管理・L菌・事故事例、 <u>疫学の知識</u> ②③
		状況把握のためのコミュニケーション能力	<u>疫学調査技術</u> 、インタビュー・コミュニケーション技術 ④⑥
		迅速な情報収集・調査実施のための連携能力	施設構造・衛生管理・L菌の知識、 <u>疫学の知識と調査技術</u> 、コミュニケーション技術、 <u>日常の連携構築</u> ③⑤
		ハイリスク施設を適切に抽出する能力	衛生管理・L菌・事故事例の知識、調査計画技術 ③⑥
	危機察知	L菌検出リスク・発生源を推測する能力	浴室構造・工法、L菌、衛生管理、事故事例の知識 ③⑥
		<u>感染源を推定する能力</u>	<u>疫学的知識</u> 、浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識 ③⑥
		<u>行政措置に係る適切な判断力</u>	法令、 <u>疫学の知識</u> 、浴室構造・工法、L菌、衛生管理、事故事例の知識、 <u>関連機関との連携構築</u> ③⑤⑥
		<u>被害拡大の予測能力</u>	<u>疫学的知識</u> 、浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識 ③⑥
		<u>最悪自体を想定した対応方針立案能力</u>	法令、 <u>疫学の知識</u> 、浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識、 <u>関連機関との連携構築</u> ①⑥
		<u>シロであった場合の対応能力</u>	法令・ <u>疫学</u> の知識、コミュニケーション技術 ④⑥
	原因究明	調査結果の診断分析能力	施設構造・衛生管理・L菌・事故事例、 <u>疫学の知識</u> ②③
	指導説明	自主管理の意義を認識させる説得力	法令解釈・浴室構造・衛生管理・L菌の知識、プレゼンテーション・コミュニケーション技術 ④
		適切な改善策を選択できる能力	浴室構造・工法、L菌、衛生管理の知識 ③⑥
		<u>行政措置の必要性を説明説得する能力</u>	法令の知識、コミュニケーション・プレゼンテーション技術 ④
		改善措置の検証能力	試験検査技術(採材)、施設構造・衛生管理・L菌の知識 ②③
		講習会でのわかりやすい説明能力	コミュニケーション技術、プレゼンテーション技術 ④
	マスコミ対応	<u>適切な情報をわかりやすく説明する能力</u>	コミュニケーション技術、プレゼンテーション技術 ④⑥
	患者対応	<u>適切な情報をわかりやすく説明する能力</u>	コミュニケーション技術、プレゼンテーション技術 ④
	関係自治体	<u>調査実施自治体への結果説明能力</u>	データ等のとりまとめ技術、プレゼンテーション技術 ④

注: 非常時のゴシック・下線表記は、平時には抽出されなかった非常時独自のコンピテンシー、及び知識と技術

注: 分類は、①企画・立案能力、②技術進歩に対応した検査診断能力、③情報収集能力、

④事業者や住民等に対応できるコミュニケーション能力、⑤他職種との連携協働能力、⑥危機管理能力

健康安全分野における専門職種の育成方針

(獣医・衛生監視・薬剤B・健康安全研究センターでの検査研究)

新たな健康危機の発生や国際規格への対応など、健康安全分野における行政課題は、日々、複雑・多様化しており、これに応じた人材の高度・専門化が急務となっている。健康安全部では、平成23年度に「健康安全分野の専門人材育成PT」を立ち上げ、今後の業務動向を視野に入れた専門職種の育成施策を検討してきた。検討結果を踏まえ、以下のとおり方針を定め、人材の育成に取り組む。

1 異動方針

- ・各職種の主な配置先は、別添「各専門職種の主な配置先と能力向上策」のとおりとする
- ・各職種の人事異動は、別添「ローテーションモデル」を踏まえて行う
- ・幅広い業務経験を積ませ、行政的な視野の拡大を図るため、人事異動は、各職種の主な配置先に限定せず、他職種の配置先へも計画的に行うものとする
- ・獣医・衛生監視については、原則として、島しょ保健所での勤務を経験するものとする

2 職種間の人事交流

(1) 人事交流

- ・採用後6年以内を目処に、主な配置先以外の職場への異動を行う
- ・配置期間は2、3年を原則とする
- ・係長昇任以降は、適性に応じ、各職種の主な配置先におけるリーダーとして育成していくが、他職種の配置先への異動も柔軟に行う

(3) 各職場における対応

- ・各職場に他職種からの異動者を配置する交流枠を設置する(別紙参照)
- ・他職種からの異動者には転入者研修を受講させる
- ・交流期間中も本来の業務分野の研修受講機会を確保する

(4) 対象者

- ・平成24年度新規採用職員並びに採用後4年未満の職員を対象に、今後、主な配置先以外の職場への異動を行うものとする
- ・平成24年度以前に衛生監視職として採用された職員については、今後、食品衛生・環境衛生分野間の異動を行うものとする
- ・それ以外の職員についても、自己申告の際、異動希望を聴取し、主な配置先以外の職場への異動を行うものとする

3 能力向上策の充実

(1) 各職場における人材育成

- ・各職場は、別添「各専門職種の主な配置先と能力向上策」を踏まえ、人材育成を行う
- ・各職場に設置する職種ごとの人材育成担当を中心に、OJTに必要なマニュアルや指導ポイントを整理し、育成のための指導体制を構築する
- ・中央研修や局研修、健康安全研究センターで実施する研修のほか、各業務に必要な外部研修を整理し、計画的に職員に受講させる
- ・育児休業取得者には、復帰後の再訓練として、必要な研修を受講させる

(2) 専門研修の実施

- ・健康安全研究センターを中心に、中央研修や局研修等を含む既存の研修体系を整理し、新たな専門研修のプログラムを策定する
- ・研修の実施に当たっては、都職員のみならず、区市職員にも広く受講を呼びかけるなど、都内全域の専門職の能力向上に貢献する

(3) 人材育成担当連絡会の設置

- ・各職場の人材育成担当と健康安全研究センターの研修計画担当、本庁各課による連絡会を設置し、新たな人材育成策の検討や各職場のOJT状況を含めた情報共有を図る

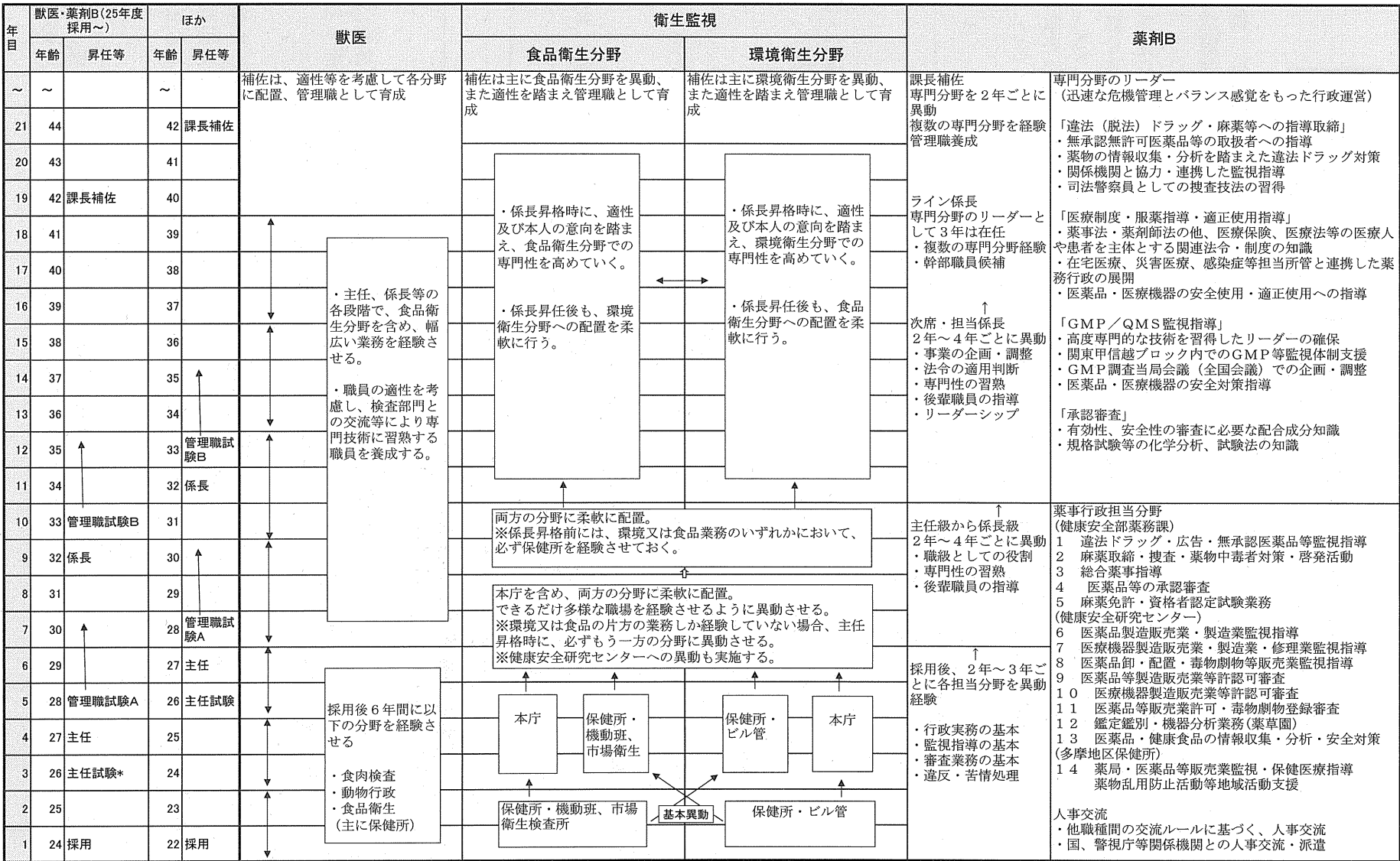
4 人材の確保

- ・都のインターンシップ制度を活用し、各職場への学生の受入を推進するとともに、大学へのPRを強化する

各専門職種の主な配置先と能力向上策【衛生監視】

業務分野	配置先	必要な知識・経験	職場での能力向上策	配置上の留意点
食品衛生	食品監視課	・食品衛生全般に加え、各係に必要な専門的知識 ・バランス感覚、説明力、資料作成力 等	・政策法務、プレゼン、資料作成等の研修を計画的に受講 ・国の審議会等を傍聴し、情報収集 ・資料作成、説明、会議運営の実践	・若手職員は、保健所での食品衛生監視業務を経験した後の配置が望ましい。 ・係長級は、主任までに本庁を経験していることが望ましい。
	市場衛生検査所	・水産物、青果物の衛生知識 ・市場内営業者の監視指導技術 ・理化学及び細菌検査技術 ・交渉力	・OJT ・検査機器メーカーの研修に参加 ・健安研の研修を受講	・理化学検査、細菌検査の適性を見極め、将来の係長候補を育成 ・健安研検査部門との人事交流を図り、育成
	健康安全研究センター 広域監視部	食品製造工場への臨検・検査及び収去を主な業務とするため、食品衛生法等の知識とともに、食品衛生監視員としての現場経験が必要である。	・年度当初に機動班等の業務を初めて経験する監視員に対し、受入研修を実施 ・各種専門研修への参加を促すとともに、その後の課内での伝達講習の実施 ・輸入食品対策について、違反情報等の共有化を図るため東京検疫所との相互研修を実施	・保健所（食中毒調査、苦情相談対応等）、市場衛生検査所（一体的な監視・検査業務）と製造業や輸入業を対象とする広域監視部をバランスよく経験させ育成
	保健所	・食中毒調査、住民からの苦情対応 ・相談に適切に対応するために必要な幅広い食品衛生や疫学に関する知識 ・わかりやすく説明する技術	・各HC統一的なOJTのためのプログラム開発、計画的な育成 ・係長会での困難事例等の検討 ・独自事業のまとめ、発表	・できるだけ早い段階で保健所の食品監視業務を経験させる。 ・事業所をバランスよく経験させ育成
環境衛生	環境保健衛生課	保健所と同じ（但し、広域監視部の詳細内容までは不要）	法令解釈・運用、企画立案、統計・解析、危機管理等の能力開発に向けたOJTとOffJTの実施	・広域監視部、保健所での業務を経験した後の配置が望ましい。
	健康安全研究センター 広域監視部	微生物学、化学、公衆衛生学、環境衛生学、衛生工学、設備工学	・新任研修およびOJT（実務担当者会を設置し、業務能力向上のための意見交換、事例検討を随時行う。） ・保健所職員を対象とした実務研修による都保健所における立入検査の標準化 ・センター本所での技術研修、関係団体主催の講習会参加等	・環境監視では、他局の環境検査職種との局間異動を垣根を低くして実施することにより、専門性を高めるとともに経験の幅を広げることが期待できる。 ・検査・研究職間の異動は、本人の希望を踏まえて、垣根を低くして実施する。
	保健所	微生物、感染症、消毒、衛生害虫、室内空気環境、飲料水の水質基準、水質汚染物質、環境アレルギー物質（花粉、ハウスダスト等）、アスベスト +広域監視部と同じ	（初級：新規採用職員及び保健所環境衛生係未経験者を対象） ・環境衛生関係法令概論ほか ・建築物衛生法については、ビル検査班を講師とした技術研修を実施 （中級） ・職種全体としての能力向上策と同じ	（現在） 新規採用後、5年以内に一度は経験させておく。 （人事交流時） 係長昇任対象前に少なくとも一度は経験させておく（主任昇格時など）。

ローテーション・モデル【獣医・衛生監視・薬剤B】



*平成24年度採用の薬剤Bについては、主任試験受験が4年目からとなる

指導者層の育成指針（主任・係長・課長補佐）

主任、係長、課長補佐等の職につく職員は、職場の中心的存在として、業務運営の中核を担うとともに、それぞれの役割に応じ、次世代を担う後輩職員の育成に力を注ぐ責務がある。

健康危機管理分野における、こうした指導者層の育成こそが、今後の組織運営の要となることから、平成 24 年度の専門人材育成 P T では、指導者層の職員に必要な能力や育成策の具体例について検討し、以下のとおりとりまとめた。

各職場において、管理職始め指導者層を育成する立場にある者が育成指針として活用するとともに、職員自身が自己研鑽の指針として活用いただきたい。

指導者に必要な 3 つの力

■ コミュニケーション力

- ・コミュニケーションは全ての基本。部下・同僚・上司・他部署・事業者・都民等、あらゆる場面で課題解決に向けたスムーズな意思疎通が求められる。

■ 人を育てる力

- ・自分が持つ専門知識や経験を伝授し、後輩の成長を喜ぶとともに、人を育てることを通じて、自分自身がさらに成長していくことのできる力が求められる。

■ 専門知識に裏打ちされた危機対応力

- ・日頃から専門知識とセンスを磨き、危機発生をいち早く察知し、的確に判断、指示、行動する能力が求められる。

指導者の育成策（具体例）

- 指導者として担当する後輩職員の育成目標を明確にし、自己申告に具体的に記載させる。育成過程を見守り、適宜相談に応じるとともに、成果を評価する。局等で開催する O J T やリーダーシップに関する研修を必ず受講させる。
- 新規事業の立案、事業の進行管理、会議運営等に携わせるとともに、上層部ブリーフィングの際のメモ取りや説明資料の作成、プレス対応、議会对応など、意思決定過程の全体像を把握し、幅広い視野や行政センスを身につけられるような経験を意識的に積ませる。
- 研修の企画、講師、学会発表、調査発表等の経験を積ませる。ある程度、経験を重ねた者については、講師役や発表者となる若手職員の指導に携わせらる。

「各職場におけるOJTの取組の目安」

各職場において育成のための具体的な指導体制を構築（Ex.マニュアル等の整備など）する前段として、OJTの現状・課題や今後実施する職種間異動を踏まえ、全職場共通の視点でOJTの取組目安を整理した。

職員の経験年数（都歴）を3段階に分け、各段階について以下の4視点に基づき取組を整理している。

【視 点】

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①職場で求められる知識・技術（到達目標の目安） | ←「何を、どこまで」を明確化 |
| ②指導のポイント（指導時の視点・着眼点） | ← 指導側の統一性を確保
指導ポイントの明確化 |
| ③指導の具体策 | |
| ④活用できるマニュアル等 | |

<経験年数（都歴）に応じて求められる役割>

1～3年（新規採用）	業務知識・技術の習得
3～5年	業務知識・技術の更なる習得、後輩職員の指導
6年～	専門性の習熟、組織支援、後輩職員の指導・育成

<活用方法>

・指導者

全ての指導者が「目安」を共有し、指導者が育成対象者の到達目標を把握した上で、所定の指導ポイント・指導策に基づくOJTを実践することで一定の内容・レベルを確保した人材育成を図る。

・育成対象者

各職場において自己に求められる知識・技術の到達度合いが明示されることで、目標等の明確化が図られる。

自己申告面接の際、監督者と職員間で、「OJTの取組の目安」を使い、目標・成果を確認する。

各職場におけるOJTの取組の目安

業務分野	職場	経験年数	職場年数	職場で求められる知識・技術 (到達目標の目安)	指導のポイント	指導の具体策	活用できるマニュアル等
環境衛生	環境保健衛生課	6年～ 専門性の習熟 組織支援 後輩職員の指導・育成	3	・行政手続法、行政事件訴訟法等に関する知識を習得する。 ・事業計画を立て実施できる。 ・検討会等の設置、運営ができる。 ・事故等への対応や保健所への指示ができる。	・行政執行上で必要な行政法令や不利益処分や告発等の手続きに関する知識をもたせる。 ・事業を計画を立てて、進管理しながら予定どおり実施できるよう指導する。 ・保健所や関係部局を含めた検討会を調整を行いながら設置・運営し、検討結果をまとめていくことができるようにする。 ・事故発生時に、適切な情報提供、関係部局との連携、必要な指示など、危機管理対応ができるよう指導する。	・業務に関連する場面で、適宜、関係法令の解説書等による学習を指導する。 ・担当業務について計画を立てさせ、進捗状況を適宜把握して指導する。 ・スケジュールや事前準備、検討会の設置・運営に必要な事項など、円滑な実施について必要な助言・指導を行いながら、一定の結論ができるよう実際の検討会運営を経験させる。 ・過去の事例を把握するとともに、想定される危機について基本的な対応方針等を定めておくなどの取組を行わせる。また、実際に発生した場合は、対応の補佐をさせる。	
			2				
			1	・保健所等からの相談等に対応できる。 ・苦情に対応できる。 ・重要なレク資料や原稿作成ができる。 ・関係部署や他局と調整して事業を進めていくことができる。 ・外部の講師ができる。	・保健所や他自治体からの相談・照会等に対して、関係通知や過去の事例を踏まえた回答ができるようにする。 ・都民や事業者からの部の施策や行政対応への苦情に対応できるよう指導する。 ・重要課題説明用の簡潔でわかりやすい幹部レク資料や原稿の作成を指導する。 ・事業執行や規定整備に関係する関係部局との調整を適切に行えるよう指導する。	・相談・照会に対しては、関係法令、通知、過去事例を確認し、回答案と関係資料を作成させ、根拠を明確にして回答するよう指導。また、記録として保存して活用できるようにする。 ・苦情への対応を行わせ、苦情者の真意を考えて適切な対応ができるよう必要な助言・指導を行う。 ・必要なポイントを押さえた、簡潔でわかりやすい資料となるよう指導する。 ・他部署と調整が必要な事務を担当させ、本庁としての役割が果たせるよう指導する。	
			3	・事業計画を立て実施できる。 ・保健所等からの相談等に対応できる。 ・重要なレク資料や原稿作成ができる。 ・関係部署や他局と調整して事業を進めていくことができる。 ・関連法令に関する知識を習得する。	・事業計画を立てて、進管理しながら予定どおり実施できるよう指導する。 ・保健所や他自治体からの相談・照会等に対して、関係通知や過去の事例を踏まえた回答ができるようにする。 ・重要課題説明用の簡潔でわかりやすい幹部レク資料や原稿の作成を指導する。 ・事業執行や規定整備に関係する関係部局との調整を適切に行えるよう指導する。 ・建築基準法、消防法、民法、会社法等の基本的な知識をもたせる。	・担当業務について計画を立てさせ、進捗状況を適宜把握して指導する。 ・相談・照会に対しては、関係法令、通知、過去事例を確認し、回答案と関係資料を作成させ、根拠を明確にして回答するよう指導。また、記録として保存して活用できるようにする。 ・必要なポイントを押さえた、簡潔でわかりやすい資料となるよう指導する。 ・他部署と調整が必要な事務を担当させ、本庁としての役割が果たせるよう指導する。 ・業務に関連する場面で、適宜、関係法令の解説書等による学習を指導する。	・環境衛生関係法規集 ・環境衛生関係事務手引 ・環境衛生営業施設「許可等に関する基準一覧」
			2	・環境衛生関係法令全般の知識を習得する。 ・担当業務に関する起案や資料作成ができる。 ・保健所との業務の調整ができる。 ・事業者からの相談に対応できる。 ・担当業務の講師ができる。	・環境衛生関係法令について条文の知識だけでなく、解釈・運用通知についても理解させる。 ・業務に必要な資料を作成や事業実施起案ができるよう指導する。 ・保健所と必要な事業に関する調整ができるよう指導する。 ・営業者等からの法令や施設管理に関する相談に対応できるよう指導する。 ・担当業務の講習会で、講師として説明ができるように指導する。 ・システムで検索や集計ができるよう、操作方法を指導する。	・環境衛生事務手引と環境衛生法規集を使用し、法令の見方や解釈等を講義、また、法令通知集を使用し、重要な事例について説明する。 ・適宜、業務に関する資料作成や起案をさせ、必要な指導を行う。 ・保健所との業務の調整を行わせ、随時報告を受けながら指導する。 ・窓口相談の際は、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会の講師を務めることにより、担当業務の理解を深め、わかりやすい説明ができるようにする。 ・実際にシステムを使用して具体的な検索や集計をさせる。	・環境衛生営業施設のびき ・各種パンフレット類
			1	・環境衛生システムを操作できる。			・生活衛生関係営業法令通知集
		3～5年 業務知識・技術の更なる習得 後輩職員の指導	3	・関連法令に関する知識を習得する。 ・保健所と業務の調整ができる。 ・担当業務の講師ができる。	・建築基準法、消防法、民法、会社法等の基本的な知識をもたせる。 ・保健所と必要な事業に関する調整ができるよう指導する。 ・担当業務の講習会で、講師として説明ができるように指導する。	・業務に関連する場面で、適宜、関係法令の解説書等による学習を指導する。 ・保健所との業務の調整を行わせ、随時報告を受けながら指導する。 ・講習会の講師を務めることにより、担当業務の理解を深め、わかりやすい説明ができるようにする。	・水泳プール管理マニュアル
			2				・逐条解説「墓地、埋葬等に関する法律」
			1	・環境衛生関係法令全般の知識を習得する。 ・担当業務に関する起案や資料作成ができる。 ・事業者からの相談に対応できる。	・環境衛生関係法令について条文の知識だけでなく、解釈・運用通知についても理解させる。 ・業務に必要な資料を作成や事業実施起案ができるよう指導する。 ・保健所と必要な事業に関する調整ができるよう指導する。 ・営業者等からの法令や施設管理に関する相談に対応できるよう指導する。	・環境衛生事務手引と環境衛生法規集を使用し、法令の見方や解釈等を講義、また、法令通知集を使用し、重要な事例について説明する。 ・適宜、業務に関する資料作成や起案をさせ、必要な指導を行う。 ・保健所との業務の調整を行わせ、随時報告を受けながら指導する。 ・窓口相談の際は、同席して対応状況を確認し、随時指導する。	・水道法逐条解説 ・専用水道のびき
			3	・担当業務に関する起案や資料作成ができる。 ・保健所と業務の調整ができる。 ・事業者からの相談に対応できる。	・業務に必要な資料を作成や事業実施起案ができるよう指導する。 ・保健所と必要な事業に関する調整ができるよう指導する。 ・営業者等からの法令や施設管理に関する相談に対応できるよう指導する。	・適宜、業務に関する資料作成や起案をさせ、必要な指導を行う。 ・保健所との業務の調整を行わせ、随時報告を受けながら指導する。 ・窓口相談の際は、同席して対応状況を確認し、随時指導する。	・「水質のお問い合わせ」対応マニュアル(水道局)
			2	・環境衛生関係法令全般の知識を習得する。 ・保健所と業務に関する連絡ができる。 ・都民からの問い合わせ、相談に対応できる。 ・環境衛生システムを操作できる。	・環境衛生関係法令について条文の知識だけでなく、解釈・運用通知についても理解させる。 ・保健所と業務上必要な連絡役が果たせるよう指導する。 ・比較的容易な都民からの電話相談には、自ら対応するよう指導する。 ・システムで検索や集計ができるよう、操作方法を指導する。	・環境衛生事務手引と環境衛生法規集を使用し、法令の見方や解釈等を講義、また、法令通知集を使用し、重要な事例について説明する。 ・保健所への情報提供を電話やメールで行わせる。 ・係長会PTIに参加させ、他の保健所職員との共同作業を経験させる。 ・法令別担当の副担当をさせ、主担当と共に対応させる中で業務を経験させる。 ・窓口相談の際は、同席させて対応を学ばせるとともに、説明の機会を与える。 ・実際にシステムを使用して具体的な検索や集計をさせる。	・ビル衛生管理講習会資料
			1				・ビル衛生管理の技術資料 ・建築確認申請時審査指導要領解説
		1～3年 (新規採用) 業務知識・技術の習得	3	・環境衛生関係法令全般の知識を習得する。 ・保健所と業務に関する連絡ができる。 ・都民からの問い合わせ、相談に対応できる。 ・業務文書を適切に管理できる。	・環境衛生関係法令について条文の知識だけでなく、解釈・運用通知についても理解させる。 ・保健所と業務上必要な連絡役が果たせるよう指導する。 ・比較的容易な都民からの電話相談には、自ら対応するよう指導する。 ・都の文書管理規定等に則って適切に整理・保存できるよう指導する。	・事務手引、法令通知集を使用し、重要な事例について説明する。 ・適宜、質問・課題を出し、法令、通知、過去の課長会等の資料を調べ回答させる。 ・係長会PTIに参加させ、他の保健所職員との共同作業を経験させる。 ・法令別担当の副担当をさせ、主担当と共に対応させる中で業務を経験させる。 ・窓口相談の際は、同席させて対応を学ばせるとともに、説明の機会を与える。 ・都民からの相談には、自ら調べた上で係内で確認し、回答させる。	
			2				
			1	・監視業務と監視員の立場を理解する。 ・環境衛生関係法令に関して基礎的な知識を習得する。 ・環境衛生システムを操作できる。	・監視指導に関する基礎的な知識(業態、設備、検査)と環境衛生監視員としての自覚(法的権限と汚職・非行防止など)を持たせる。また、保健所、健安研、本庁の業務の内容と役割の違いを理解させる。 ・所管する法令や業務に関する基本的な知識をもたせる。 ・システムで検索や集計ができるよう、操作方法を指導する。	・監視員としての心構えなどについて、都服務規程の内容や先輩としての経験を伝える。 ・局事業概要を資料にして、関係組織について、業務内容等を説明する。 ・環境衛生事務手引と環境衛生法規集を使用し、法令の見方や解釈等を講義 ・実際にシステムを使用して具体的な検索や集計をさせる。	

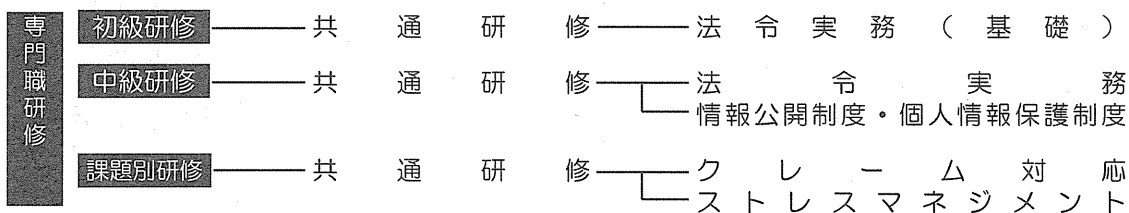
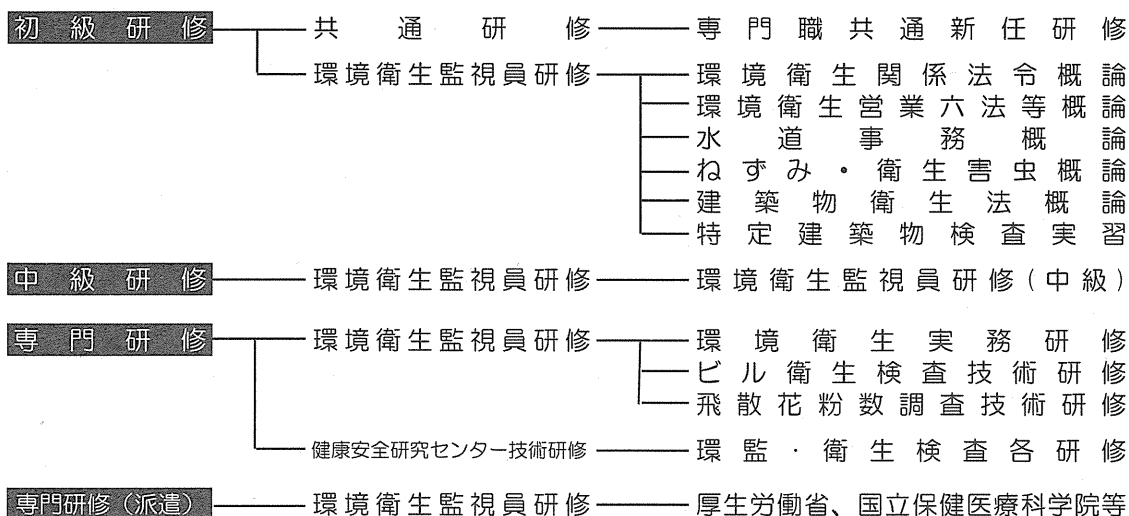
業務分野	職場	経験年数	職場年数	職場で求められる知識・技術 (到達目標の目安)	指導のポイント	指導の具体策	活用できるマニュアル等
健康 安全 研究セ ンター 広域監 視部	専門性の習熟 組織支援 後輩職員 の指導・育成	6年～	3	・調査・研究を企画立案できる ・立入検査の計画、実施を主体的に行うことができる ・図面審査指導を主体的に行うことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を的確に捕らえ、有用な調査・研究を企画立案するよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。 ・習得している知識、経験などを基に、文章での表現力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを選定から進行管理までを担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。 ・作成印刷・製本する資料について、表現や内容に誤りのない資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			2	・調査・研究を企画立案できる ・立入検査の計画、実施を主体的に行うことができる ・図面審査指導を主体的に行うことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を的確に捕らえ、有用な調査・研究を企画立案するよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。 ・習得している知識、経験などを基に、文章での表現力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを選定から進行管理までを担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理「技術資料」 ・建築確認申請時審査指導要領解説 ・ビル衛生管理関係実務便覧
			1	・調査・研究を企画立案できる ・立入検査の計画、実施の主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・担当業務の講師ができる。	・問題点を的確に捕らえ、有用な調査・研究を企画立案するよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。 ・担当業務の講習会で、講師として説明ができるように指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを選定から進行管理までを担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・中級研修資料
		職種間異動者	3	・調査・研究の企画立案を補助する ・立入検査の計画、実施の主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を理解し、有用な調査・研究の企画立案の補助をすることができるよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを提示し具体的な方法の検討や進行管理を担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。 ・作成印刷・製本する資料について、表現や内容に誤りのない資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			2	・立入検査の計画、実施の主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・担当業務の講師ができる。	・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・担当業務の講習会で、講師として説明ができるように指導する。	・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			1	・立入検査の計画、実施の主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・担当業務の講師ができる。	・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・担当業務の講習会で、講師として説明ができるように指導する。	・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			3	・立入検査の計画、実施の主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を理解し、有用な調査・研究の企画立案の補助をすることができるよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを提示し具体的な方法の検討や進行管理を担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。 ・作成印刷・製本する資料について、表現や内容に誤りのない資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
		3～5年	3	・立入検査の計画、実施を主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を理解し、有用な調査・研究の企画立案の補助をすることができるよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを提示し具体的な方法の検討や進行管理を担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。 ・作成印刷・製本する資料について、表現や内容に誤りのない資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			2	・立入検査の計画、実施を主体的に取り組むことができる ・図面審査指導を主体的に取り組むことができる ・外部からの依頼による講習会講師ができる ・講習会資料及び技術資料を主体的に作成できる	・問題点を理解し、有用な調査・研究の企画立案の補助をすることができるよう指導する。 ・立入検査計画をもとに検査等の準備ができ、円滑に進めることができるよう指導する。 ・図面審査指導を要領に基づき判定した結果を、業者へ理解しやすい指導をできるように指導する。 ・建築物衛生法を詳細まで理解し、説明できる力を身に付けるよう指導する。	・調査・研究の企画をするにあたり、テーマを提示し具体的な方法の検討や進行管理を担当させ、状況に応じて指導する。 ・立入検査実施前の連絡状況等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・図面審査指導の際は、進行管理を任せつつ、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・講習会に使用する資料について、適確な資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。 ・作成印刷・製本する資料について、表現や内容に誤りのない資料であるか、また、理解しやすい資料かを確認するなど、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
			1	・立入検査実施時、帳簿書類検査及び設備検査を主体的にできる。 ・図面審査指導時の業者への指導ができる。 ・担当業務に関する起案や資料作成ができる。 ・検査業務で使用する器材を適正に取扱い、検査技術を習得する。	・立入検査判定要領に基づき、正しい判定を行うことができるよう指導する。 ・図面審査指導要領に基づき、正しく判定し業者への指導ができるようにする。 ・業務に必要な資料を作成や事業実施起案ができるよう指導する。 ・測定機器の特性を理解し、正しい操作方法を指導する。	・立入検査では、検査の進行を行わせ、随時指導する。 ・図面審査指導の際は、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・適宜、業務に関する資料作成や起案をさせ、必要な指導を行う。 ・測定器のマニュアルを活用し測定原理を理解させ、実際に機械を取り扱う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」 ・建築確認申請時審査指導要領解説
			3	・立入検査実施時、帳簿書類検査及び設備検査を主体的にできる。 ・図面審査指導時の業者への指導ができる。 ・担当業務に関する起案や資料作成ができる。	・立入検査判定要領に基づき、正しい判定を行うことができるよう指導する。 ・図面審査指導要領に基づき、正しく判定し業者への指導ができるようにする。 ・業務に必要な資料を作成や事業実施起案ができるよう指導する。	・立入検査では、検査の進行を行わせ、随時指導する。 ・図面審査指導の際は、同席して対応状況を確認し、随時指導する。 ・適宜、業務に関する資料作成や起案をさせ、必要な指導を行う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」
		職種間異動者	2	・システム入力、集計等の事務を習得する。 ・帳簿書類及び設備検査に取り組むことができる。 ・図面審査指導の技術を習得し、業者への指導ができる。 ・検査業務で使用する器材を適正に取扱い、検査技術を習得する。	・特定建築物の台帳内容を理解し、入力、集計等を正しく行うことができるよう指導する。 ・立入検査判定要領に基づき、正しい判定を行うことができるよう指導する。 ・図面審査指導要領に基づき、正しく判定し業者への指導ができるようにする。 ・測定機器の特性を理解し、正しい操作方法を指導する。	・環境衛生法規集や初級研修資料を使用し、重要な内容について説明する。 ・適宜、質問・課題を出し、資料を調べて回答させる。 ・係長兼PTに参加させ、他の職員との共同作業を経験させる。 ・資料作成等担当の副担当をさせ、主担当と共に対応させる中で業務を経験させる。 ・立入検査の際は、対応を学ばせるとともに、説明の機会を与える。 ・測定器のマニュアルを活用し測定原理を理解させ、実際に機械を取り扱う。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理「技術資料」 ・建築

各職場におけるOJTの取組の目安

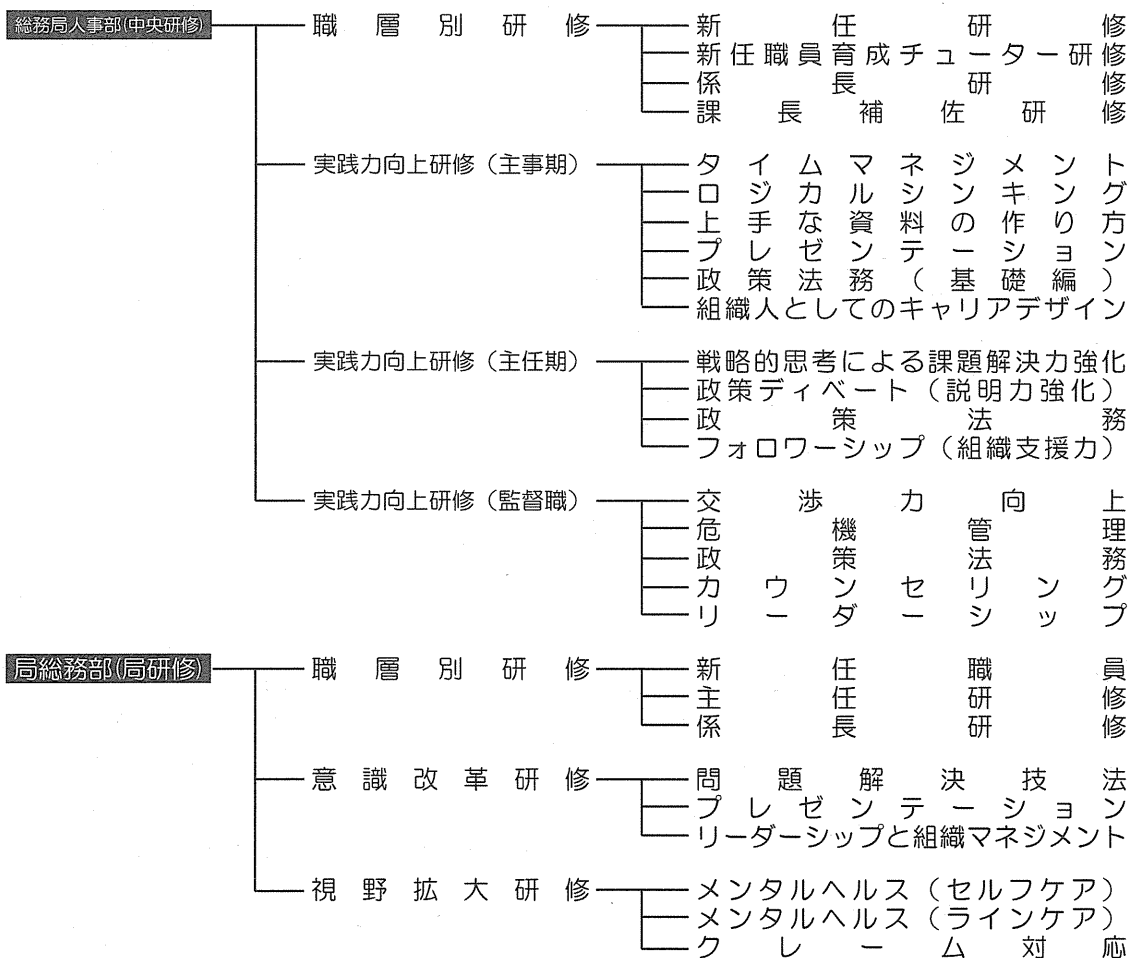
業務 分野	職場	経験年数	職場 年数	職場で求められる知識・技術 (到達目標の目安)	指導のポイント	指導の具体策	活用できるマニュアル等	
環境衛生	保健所	6年～ 専門性の 習熟 組織支援 後輩職員 の指導・ 育成補佐	同職 種内 異動 者	3	・HCでの検査・監視業務に関する後輩職員の指導を補佐することができる。 ・事業計画策定にあたっての企画・調整について補佐することができる。 ・事業実施について主体的に取組むことができる。 ・問題事例や特殊事例に積極的に取組み問題解決ができる。 ・他局や関係機関との調整し事業を進めていくことができる。 ・所内の各種PTに参加し、保健所全体の組織的機能が理解できる。	・職場の中堅的な役割を踏まえ、後輩職員の指導の補佐を積極的に行わせる。 ・事業計画策定にあたって、事業の目的を理解し、現場の状況を集約し計画を具体化する ための意見等を持たせ、取り組ませる。 ・問題事例等に対して積極的に関与させ、係内の職員、係長等に適切な時期に相談し問題 解決を図ろうとしているか指導する。 ・業務遂行に関して、関係機関について適切な連絡・調整を行っているか指導する。 ・保健所組織の機能を理解し、幅広い視野で公衆衛生業務を行なえるよう積極的に参加さ せる。	・業務分担を考慮し、業務の進捗状況を把握する。 ・業務実施にあたり意見を求め、可能な範囲で実施する。 ・主体的に対応させ、進捗状況を把握し助言する。 ・資料づくりから主体的に実施させ、必要に応じて指導する。 ・対応記録等により、実施状況を把握、指導する。 ・PT等の報告に基づき、必要な助言・指導する。	・環境衛生関係法規集 ・環境衛生関係事務手引 ・環境衛生営業施設「許可等に関する基準一 覧」 ・環境衛生営業施設のてびき
				2				
				1	・環境衛生関係法令及び関連法規に関する知識を深め、習得する。 ・HCで実施する検査、監視指導を主体的に実施できる。 ・外部からの依頼による講習会講師を務めることができる。 ・業務に関するレク資料や原稿作成ができる。	・環境衛生関係の法令について、所管法令だけではなく関係法令、運用や重要事例等につ いても理解させ知識の幅を広げさせる。 ・事業の実施計画に基づき、円滑に実施する準備ができよう指導する。 ・受講者に対して、行政職員として適切なプレゼンテーションの方法、資料となっているかを 指導する。	・事例に応じて、各種事例や判例について説明する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・資料づくりから主体的に実施させ、必要に応じて指導する。	・各種パンフレット類 ・生活衛生関係営業法令通知集 ・水泳プール管理マニュアル
			職種間 異動者	3	・環境衛生関係法令及び関連法規に関する知識を深め、習得する。 ・HCでの検査・監視業務に関する後輩職員の指導を補佐することができる。 ・事業計画策定にあたっての企画・調整について補佐することができる。 ・問題事例や特殊事例に積極的に取組み問題解決ができる。 ・所内の各種PTに参加し、保健所全体の組織的機能が理解できる。	・環境衛生関係の法令について、所管法令だけではなく関係法令、運用や重要事例等につ いても理解させ知識の幅を広げさせる。 ・職場の中堅的な役割を踏まえ、後輩職員の指導の補佐を積極的に行わせる。 ・事業計画策定にあたって、事業の目的を理解し、現場の状況を集約し計画を具体化する ための意見等を持たせ、取り組ませる。 ・問題事例等に対して積極的に関与させ、係内の職員、係長等に適切な時期に相談し問題 解決を図ろうとしているか指導する。 ・保健所組織の機能を理解し、幅広い視野で公衆衛生業務を行なえるよう積極的に参加さ せる。	・事例に応じて、各種事例や判例について説明する。 ・業務分担を考慮し、業務の進捗状況を把握する。 ・業務実施にあたり意見を求め、可能な範囲で実施する。 ・主体的に対応させ、進捗状況を把握し助言する。 ・PT等の報告に基づき、必要な助言・指導する。	・逐条解説「墓地、埋葬等に関する法律」 ・水道法逐条解説 ・専用水道のてびき ・「水質のお問い合わせ」対応マニュアル(水 道局)
				2	・環境衛生関係各種法令に関して基礎的な知識が習得できている。 ・HC検査業務に関する機器の取扱い、検査技術が習得できている。 ・環境衛生システムへの入力、検索、集計等の事務処理ができる。	・保健所で所管する各種法令及び業務に関する基礎知識を持たせる。 ・現場及び検査室において実施する検査について、検査法や使用する機器の特性等を理 解させる。 ・システムの操作マニュアル等をもとに事務処理を理解させる。 ・事業の実施計画に基づき、円滑に実施する準備ができよう指導する。 ・業務遂行に関して、関係機関について適切な連絡・調整を行っているか指導する。	・各種事務てびき及び法規集を活用する。 ・検査マニュアル等の活用し現場指導をする。 ・入力作業を実施させ、入力後のデータを確認する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・対応記録等により、実施状況を把握、指導する。	・ビル衛生管理講習会資料 ・ビル衛生管理の技術資料 ・建築確認申請時審査指導要領解説
				1	・HCで実施する検査、監視指導を主体的に実施できる。 ・他局や関係機関との調整し事業を進めていくことができる。 ・業務に関するレク資料や原稿作成ができる。			
		3～5年 業務知識・技術 の更なる 習得 後輩職員 の指導補佐	同職 種内 異動 者	3	・関連法規(建築基準法等)に関する知識を習得できている。 ・監視時等における施設への適切な指導が行える。 ・新規採用者等に監視業務、検査業務について指導の補佐ができ る。	・各事例に際して、所管法令に関連する法令を理解させる。 ・営業者等に対し、説明・指導ができる法令・適用等に関して理解させる。 ・監視業務、検査業務など新規採用者等について注意点を経験者として助言させる。	・事例等に基づき、関連の法規や部署について説明・指導する。 ・現場での対応、電話での対応状況に応じて指導する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・助言等の状況を把握し、必要に応じ指導する。	
				2				
				1	・HCで実施する検査、監視指導を主体的に実施できる。 ・営業者等を対象とした講習会講師を務めることができる。 ・本庁や出先機関等、関係各機関における業務連携や役割分担 が理解できている。	・事業の実施計画に基づき、円滑に実施する準備ができよう指導する。 ・営業者等に分かりやすく、必要な情報の入っている資料づくりとなっているか指導する。 ・情報提供、問い合わせ等を積極的に行わせ、適切な実施を指導する。	・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・作成資料を確認し、必要に応じて助言する。 ・現場での対応、電話での対応状況に応じて指導する。	
			職種間 異動者	3	・関連法規(建築基準法等)に関する知識を習得できている。 ・監視時等における施設への適切な指導が行える。 ・HCで実施する検査、監視指導を主体的に実施できる。 ・新規採用者等に監視業務、検査業務について指導の補佐がで きる。	・各事例に際して、所管法令に関連する法令を理解させる。 ・営業者等に対し、説明・指導ができる法令・適用等に関して理解させる。 ・事業の実施計画に基づき、円滑に実施する準備ができよう指導する。 ・監視業務、検査業務など新規採用者等について注意点を経験者として助言させる。	・事例等に基づき、関連の法規や部署について説明・指導する。 ・現場での対応、電話での対応状況に応じて指導する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・助言等の状況を把握し、必要に応じ指導する。	
				2	・環境衛生関係各種法令に関して基礎的な知識が習得できている。 ・HC検査業務に関する機器の取扱い、検査技術が習得できている。 ・環境衛生システムへの入力、検索、集計等の事務処理が習得 できている。 ・窓口や電話での一般的な相談対応ができる。	・保健所で所管する各種法令及び業務に関する基礎知識を持たせる。 ・現場及び検査室において実施する検査について、検査法や使用する機器の特性等を理 解させる。 ・システムの操作マニュアル等をもとに事務処理を理解させる。 ・窓口で申請者、相談者への基本的な対応を行わせ、対応のサポートを行う。	・事例等に基づき、関連の法規や部署について説明・指導する。 ・検査マニュアル等の活用し現場指導をする。 ・入力作業を実施させ、入力後のデータを確認する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。	
				1				
		1～3年 (新規採用) 業務知識・技 術の習得		3	・関連法規(建築基準法等)に関する知識を習得できている。 ・HCで実施する検査、監視指導を主体的に実施できる。 ・営業者等を対象とした講習会講師を務めることができる。 ・本庁や出先機関等、関係各機関における業務連携や役割分担 が理解できている。	・各事例に際して、所管法令に関連する法令を理解させる。 ・事業の実施計画に基づき、円滑に実施する準備ができよう指導する。 ・営業者等に分かりやすく、必要な情報の入っている資料づくりとなっているか指導する。 ・情報提供、問合せ等を積極的に行わせ、適切な実施を指導する。	・事例等に基づき、関連の法規や部署について説明・指導する。 ・事業実施前の準備等を随時確認し、進捗状況に応じて指導する。 ・作成資料を確認し、必要に応じて助言する。 ・現場での対応、電話での対応状況に応じて指導する。	
					2			
				1	・環境衛生関係各種法令に関して基礎的な知識が習得できている。 ・HC検査業務に関する機器の取扱い、検査技術が習得できている。 ・環境衛生システムへの入力、検索、集計等の事務処理ができる。 ・窓口や電話での一般的な相談対応ができる。 ・衛生監視としての許可可業務の考え方が理解できている。 ○都職員としての基礎的事務(起案、文書の取扱いなど)ができる。	・保健所で所管する各種法令及び業務に関する基礎知識を持たせる。 ・現場及び検査室において実施する検査について、検査法や使用する機器の特性等を理 解させる。 ・システムの操作マニュアル等をもとに入力、検索、集計等を行わせ事務処理を理解させ る。 ・窓口で申請者、相談者への基本的な対応を行わせ、対応のサポートを行う。 ・監視業務、許認可について行政の役割を理解させる。 ○都の新規採用育成計画に基づいた指導を行う。	・各種事務てびき及び法規集を活用する。 ・検査マニュアル等の活用し現場指導をする。 ・入力作業を実施させ、入力後のデータを確認する。 ・窓口等での対応を実施させ、同席し随時指導する。 ・事例に応じて指導する。	

健康安全分野における専門職研修体系（環境衛生監視員）

専門知識・技術の習得・向上



行政実務力の習得・向上



発災時の行政対応に係る人材育成に関する研究

研究分担者 尾島 俊之（浜松医科大学健康社会医学講座教授）

研究協力者 原岡 智子（浜松医科大学地域医療学講座特任助教）

研究要旨 災害発生時の行政対応に従事する職員の教育・訓練、また健康相談記録・避難所等の環境・状況記録の現状について明らかにし、それらの改善に資することを目的とした。全国の都道府県及び政令指定都市の保健衛生主管部局長宛に、地域防災計画・災害時保健活動マニュアル・各種様式類の送付を依頼するとともに、アンケート調査を実施した。67 自治体中 66 自治体からの回答をまとめた。調査結果は、自治体で災害時に使用する様式類の整備について、避難所等での活動記録（日報）63.6%、避難所等の環境・状況記録 56.1%、個別の健康相談記録、保健師等の地域活動記録（日報）53.0%などが多かった。災害対応に向けた教育や訓練は 90.9%の自治体で実施しており、総合的な実地訓練 84.8%、研修会や講演会等の実施 81.8%、総合的な机上訓練 78.8%、自治体外の研修会や講演会等への参加 60.6%などの回答が多かった。現在の実施状況を検討し、他の自治体の取り組み等を参考にしながら、教育・訓練や様式類の改善を行っていくことが必要であると考えられる。

A. 研究目的

災害発生時に適切に行政対応を行うためには日常からの教育・訓練が重要である。また、多様な立場の者が行政対応・支援を行う際には、情報の共有が重要であり、そのためには、記録類の様式等の標準化が重要である。そこで、今年度の本分担研究では、災害発生時の行政対応・支援に従事する職員の教育・訓練、また健康相談記録・避難所等の環境・状況記録の現状について明らかにし、それらの改善に資することを目的とした。

B. 研究方法

全国衛生部長会の協力を得て、「災害における公衆衛生的な活動を行う支援組織の創設に係る研究」（研究代表者 東京医科歯科大学高野健人）班と共同で、全国の都道府県及び政

令指定都市の保健衛生主管部局長宛に、平成 24 年 12 月に、地域防災計画・災害時保健活動マニュアル・各種様式類の送付を依頼するとともに、アンケート調査を実施した。

C. 研究結果と考察

この報告書のとりまとめ時点で、67 自治体中 66 自治体から回答が得られた。

自治体での災害時に使用する様式類の整備を行っている自治体割合について表 1 に示す。避難所等での活動記録（日報）63.6%、避難所等の環境・状況記録 56.1%、個別の健康相談記録、保健師等の地域活動記録（日報）53.0%などが多かった。一方で、様式を定めているものは無いとの回答が 21.2%であった。また、個別の医療記録 9.1%、避難所等の感染症発生報告 19.7%などの回答は少なかった。その他の

様式類の自由記載の内容について、参考附表 1 に示す。原子力、栄養・給食施設、ボランティア、その他様々な記載がみられた。また、様式そのものを検討した結果、一部の都道府県等で同一または類似の様式を用いているところがあるものの、全般には自治体によって異なる様式を定めていた。実際に災害が発生し、対応活動を始めた場合に、これらの記録類は必要不可欠であるために、より多くの自治体で様式を定めておくことが望まれる。また、他県からの支援者なども一緒に活動することが多いことを考えると、全国的な様式の標準化が望まれる。

自治体での災害対応に向けた教育や訓練の実施状況を表 2 に示す。実施している自治体は 90.9%、実施していない自治体は 3.0%、無回答 6.1%であった。教育や訓練の内容を表 3 に示す。総合的な実地訓練 84.8%、研修会や講演会等の実施 81.8%、総合的な机上訓練 78.8%、自治体外の研修会や講演会等への参加 60.6%などの回答が多かった。その他の教育や訓練の内容についての自由記載を参考附表 2 に示す。

主催部局別の教育や訓練の内容を表 4 に示す。危機管理・防災部局主催のものについては、総合的な実地訓練 78.8%、総合的な机上訓練 74.2%、研究会や講演会等の実施 59.1%などの回答が多くみられた。保健衛生（福祉）部局主催のものについては、研修会や講演会等の実施 45.5%、自治体外の研修会や講演会等に参加させる 28.8%などの回答が多くみられた。ほとんどの自治体で何らかの教育や訓練が行われているものの、保健衛生（福祉）部局の主催する教育や訓練は、研修会や講演会等の形態がほとんどであるため、保健衛生業務に関して、より実践的な実地訓練や机上訓練を行うことが必要であると考えられる。

災害対応に向けた教育や訓練で力を入れている内容について、参考附表 3 に示す。津波対

策、災害医療訓練、保健師等派遣要請受入訓練、帰宅困難対応、ブラインド型の図上訓練、防災士・防災指導員の養成、避難所開設訓練、乳幼児健診における災害シミュレーションなど、さまざまな取り組みが記載されていた。

以上のような、現在の実施状況や他の自治体の取り組み等を参考にしながら、教育・訓練や様式類の改善を行っていくことが必要である。

D. 結論

災害時に使用する様式類を定めている自治体はまだまだ少なく、今後、より多くの自治体で様式類を定めるとともに、その標準化が行われることが期待される。また、ほとんどの自治体において、災害対応に向けた何らかの教育や訓練が行われているものの、より実践的な訓練を行うことが必要であると考えられる。

E. 研究発表

1) 尾島俊之. 外部支援者・ボランティアの調整. 國井修編. 災害時の公衆衛生 私たちにできること. 南山堂, 2012, pp249-260.

2) 尾島俊之、原岡智子、徳本史郎、西山慶子、野田龍也、村田千代栄、中村美詠子、岡野谷純、洙田靖夫、曾根智史. 東日本大震災における災害ボランティア活動の安全衛生. 産業衛生学雑誌 2012; 54(臨時増刊号):476.

3) 尾島俊之、上原正道、広瀬俊雄、池田智子、崔 炯仁、武藤香織. 大震災から産業保健が学ぶもの. 産業衛生学雑誌 2012; 54(臨時増刊号):143-149.

4) 原岡智子、早坂信哉、尾島俊之. 家庭における災害時の避難の仕方の決定に関連する要因. 日本公衆衛生雑誌 2012; 59(10 特別付録):485.

5) 原岡智子、早坂信哉、尾島俊之. 今後の災害に備えた家庭での防災対策実施に対する東

日本大震災前後の比較. J Epidemiol 2013; 22(1 suppl):143.)

6) Haraoka T, Ojima T, et al. Factors influencing collaborative activities between non-professional disaster volunteers and victims of Earthquake Disasters. PLoS ONE 2012; 7(10): e47203.

7) Haraoka T, Ojima T, et al. Prevention of injuries and diseases in non-professional disaster volunteer activities in the Great East Japan Earthquake areas: A preliminary

study. Public Health 2013. (in press))

8) Haraoka T, Ojima T, et al. Factors Related to Furniture Anchoring: A Method for Reducing Harm During Earthquakes. Disaster Med Public Health Prep 2013. (in press)

F. 知的財産の出願・登録状況

なし

表 1. 自治体での災害時に使用する様式類の整備（複数回答）

様式の種類	n	%
個別の健康相談記録	35	53.0
個別の医療記録	6	9.1
避難所等の環境・状況記録	37	56.1
避難所等の感染症発生報告	13	19.7
避難所等での活動記録（日報）	42	63.6
保健師等の地域活動記録（日報）	35	53.0
被災者の健康調査票	31	47.0
何らかの集計表	26	39.4
その他	24	36.4
様式を定めているものは無い	14	21.2

表 2. 自治体での災害対応に向けた教育や訓練の実施状況

	n	%
実施している	60	90.9
実施していない	2	3.0
無回答	4	6.1

表 3. 教育や訓練の内容（複数回答、66 自治体に対する割合）

内容	n	%
研修会や講演会等を行う	54	81.8
貴自治体外の研修会や講演会等に参加させる	40	60.6
医療・保健分野に特化した机上訓練を行う	19	28.8
総合的な机上訓練を行う	52	78.8
医療・保健分野に特化した実地訓練を行う	20	30.3
総合的な実地訓練を行う	56	84.8
保健所と市町村と（政令市は都道府県と）の連絡訓練を行う	17	25.8
その他	5	7.6

表 4. 主催部局別の教育や訓練の内容（複数回答、66 自治体に対する割合）

内容	主催部局		危機管理・ 防災部局		保健衛生 (福祉)部局		その他	
	n	%	n	%	n	%	n	%
研修会や講演会等を行う	39	59.1	30	45.5	9	13.6		
貴自治体外の研修会や講演会等に参加させる	22	33.3	19	28.8	7	10.6		
医療・保健分野に特化した机上訓練を行う	3	4.5	17	25.8	1	1.5		
総合的な机上訓練を行う	49	74.2	2	3.0	1	1.5		
医療・保健分野に特化した実地訓練を行う	3	4.5	15	22.7	5	7.6		
総合的な実地訓練を行う	52	78.8	2	3.0	2	3.0		
保健所と市町村と(政令市は都道府県と)の連絡 訓練を行う	8	12.1	10	15.2	2	3.0		
その他	2	3.0	1	1.5	1	1.5		

参考附表 1. その他の様式類の自由記載

- 原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル
 - ①検査結果票（サーベイメーターによる個人検査結果）
 - ②被災地住民登録票
 - ③消防署・医療機関への救急連絡情報
 - ④安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票
 - ⑤ヨウ素剤配布状況確認リスト
- 地域状況調査確認票、避難所一覧、医療機関の診療状況調査、災害弱者安否確認表
- 給食施設被災状況及び支援計画一覧表等給食施設に関する様式
- 医療救護活動に関する様式
- ボランティア保健師活動記録票
- 栄養指導記録票、食生活状況調査記録票等（栄養）
- 栄養士派遣要請書、医薬品供給要請書等
- トリアージ・タグ
- 救護所設置や病院被災の状況報告
- 仮設住宅入居世帯調査票
- 自然災害等発生時の保健福祉環境部の対応
- 災害時の保健活動ガイドライン
- 健康調査連名簿、こころのチェックリスト、仮設住宅入居世帯調査票
- 必要な応援・物資等報告書、被害情報収集票、救出が必要とされるものに関する情報票、負傷病者連絡票、物資受入れ払出し票、ボランティア受付表、避難場所取材申請書、避難者カード（兼 安否確認票）、避難者リスト

- 食事内容に関する聞き取り用紙、災害時要援護者支援台帳
 - 医薬品の供給に関するもの（マニュアルに含まれる）
 - 相談者名簿、経過観察用紙、健康チェック票、要経過観察者名簿、仮設住宅入居者世帯調査票
 - 健康調査連名簿、経過用紙、仮設住宅入居世帯調査票、災害公営住宅入居者世帯調査票
 - 「災害発生状況等」「避難状況・救護所開設状況」など
-

参考附表 2. その他の教育や訓練の内容の自由記載

- 津波対策訓練、帰宅困難者対策訓練
 - 医療機関情報のシステム入力訓練
 - 県救急医学会の中で、災害拠点病院連絡会議を開催
 - 防災士養成研修及び防災スキルアップ研修
-

参考附表 3. 災害対応に向けた教育や訓練で力を入れている内容

- 総合防災訓練等の実施（対象：県、防災関係機関等）
- 地域における防災活動の中心的役割を担う防災指導員養成制度の実施（対象：県民、企業）
- DMAT の活動訓練（防災関係機関との連携強化）
- 東日本大震災を教訓とし、津波災害による人的被害を最小限に抑えるため、津波対策を推進している。
- 総合防災訓練において、次の内容の訓練を実施
 - 地域住民等による初期消火・救助等、避難訓練
 - 消防機関、警察、自衛隊が連携した救助訓練
 - ライフライン等関係機関による応急対策・復旧訓練
 - DMAT によるトリアージ訓練
 - ドクターヘリ、自衛隊ヘリ、救急車による搬送訓練
- 防災図上訓練を、参加者にどのような災害が発生するかを事前に知らせないブライント型で実施
- 自主防災組織のリーダーや市町村防災担当職員を対象とした研修会の実施
- 県、市の合同総合訓練には、DMAT6 隊、県及び市医師会、歯科医師会、看護協会も参加し連携して訓練を行った。
- 市町村をはじめ関係機関と合同で、九都県市合同防災訓練、津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練を実施した。また、県職員（防災担当）を対象に、情報伝達訓練、非常参